



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
10月11日(火)  
第345号

## 目次

### 告 示

- 母樹林の指定..... 1013
- 母樹林の指定解除..... 1013
- 交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金に関する要綱の廃止..... 1014

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出..... 1014
- 同..... 1015
- 聴聞の実施..... 1016
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 1016

## 告 示

### 栃木県告示第489号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次の樹木の集団を母樹林に指定したので、同法第5条第1項の規定により公示する。

令和4(2022)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

| 指定年月日                    | 指定番号 | 指定採種源の種別 | 樹種             | 本数<br>(面積)         | 所在場所              | 所有者        |                  |
|--------------------------|------|----------|----------------|--------------------|-------------------|------------|------------------|
|                          |      |          |                |                    |                   | 氏名又は<br>名称 | 住所               |
| 令和4<br>(2022)年<br>10月11日 | 1    | 育種母樹林    | スギ(少花<br>粉品種)  | 2,000本<br>(1.12ha) | 日光市塩野室町<br>2116-2 | 栃木県        | 宇都宮市塙田<br>1-1-20 |
| 令和4<br>(2022)年<br>10月11日 | 2    | 育種母樹林    | ヒノキ(少<br>花粉品種) | 324本<br>(0.22ha)   | 宇都宮市下小池町<br>280外  | 栃木県        | 宇都宮市塙田<br>1-1-20 |

### 栃木県告示第490号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次の母樹林の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により公示する。

令和4(2022)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

(全部解除)

| 解除年月日          | 指定番号 | 指定採種源の種別 | 樹種   | 本数<br>(面積) | 所在場所     | 所有者        |        |
|----------------|------|----------|------|------------|----------|------------|--------|
|                |      |          |      |            |          | 氏名又は<br>名称 | 住所     |
| 令和4<br>(2022)年 | 5    | 育種母樹林    | アカマツ | 1,196本     | 宇都宮市下小池町 | 栃木県        | 宇都宮市塙田 |

|        |  |  |  |          |     |  |        |
|--------|--|--|--|----------|-----|--|--------|
| 10月11日 |  |  |  | (2.00ha) | 280 |  | 1-1-20 |
|--------|--|--|--|----------|-----|--|--------|

(一部解除)

| 解除年月日                    | 指定番号 | 指定採種源の種別 | 樹種  | 本数<br>(面積)       | 所在場所              | 所有者        |                  |
|--------------------------|------|----------|-----|------------------|-------------------|------------|------------------|
|                          |      |          |     |                  |                   | 氏名又は<br>名称 | 住所               |
| 令和4<br>(2022)年<br>10月11日 | 7    | 育種母樹林    | ヒノキ | 472本<br>(2.16ha) | 日光市塩野室町<br>2116-2 | 栃木県        | 宇都宮市塙田<br>1-1-20 |

(森林整備課)

栃木県告示第491号

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金に関する要綱（昭和46年栃木県告示第217号）は、廃止する。

令和4(2022)年10月11日

栃木県知事 福田 富一  
(警察本部交通企画課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和5(2023)年2月13日までに知事に意見を提出することができる。

令和4(2022)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス益子店  
芳賀郡益子町大字益子字頭無1387番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5(2023)年5月30日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,375㎡
- 駐車場及び駐輪場の収容台数  
駐車場 52台  
駐輪場 20台
- 荷さばき施設の面積  
50㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量

10㎡

- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- 11 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時から午後12時まで(24時間)

- 13 届出年月日

令和4(2022)年9月29日

- 14 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

#### ○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和5(2023)年2月13日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4(2022)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス下野祇園店

下野市祇園一丁目24番

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5(2023)年5月30日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,394㎡

- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数

駐車場 48台

駐輪場 20台

- 7 荷さばき施設の面積

50㎡

- 8 廃棄物等の保管施設の容量

12㎡

- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- 11 駐車場の自動車の出入口の数  
2 箇所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前0時から午後12時まで(24時間)
- 13 届出年月日  
令和4(2022)年9月29日
- 14 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○聴聞の実施

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により聴聞を行うので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

| 聴聞の期日                         | 聴聞の場所                              | 聴聞される者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名                                 |
|-------------------------------|------------------------------------|--|
| 令和4(2022)年10月26日<br>午後1時30分から | 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号<br>栃木県庁本館15階会議室5 | 栃木県宇都宮市東宿郷三丁目11番9号<br>友光ビル2F<br>株式会社ヴェルダール不動産<br>代表取締役 山崎 康男 |

(住宅課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和4(2022)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

| 廃止年月日           | 氏名又は名称    | 売りさばき場所                           |
|-----------------|-----------|-----------------------------------|
| 令和4(2022)年9月22日 | 有限会社 のざわや | 宇都宮市屋板町578-58<br>ファミリーマートのざわや屋板町店 |

(会計局会計管理課)